

- 日程第 8 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第37号 令和7年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第38号 令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第11 議案第39号 令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第12 議案第40号 令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第13 議案第41号 令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 日程第14 議案第42号 令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 日程第15 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第18 報告第 3号 令和6年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報告第 4号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第20 議員の派遣について
- 追加日程第1 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第45号 消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について
- 追加日程第3 議員提出議案第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

欠席届の報告をいたします。

7番、新井田順一君が傷病療養のため欠席届を提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇ ◇ ◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第2号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、磯目泰彦君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

報告第2号 総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和7年第2回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第3号について、令和7年6月5日に教育長、教育課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について」は、陳情の趣旨を十分尊重し、採択の上、議長名をもって関係機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和7年6月6日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 磯 目 泰 彦

柳津町議会議長 齋 藤 正 志 様

以上でございます。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の採択報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部改正を専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第30号専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、柳津町税条例の一部を改正するものです。

改正内容は、第82条第1号について、軽自動車における新たな課税区分の新設で新たに

「ウ」の区分を追加いたします。これにより、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の2輪の原動機付自転車に対し年額2,000円の軽自動車税を課税することになります。これは一部、電動キックボードがこの区分に該当し新たに課税対象とするものでございます。

次に、第90条第2項については、身体に障害を持たれる方等に対する軽自動車税の減免申請手続の拡充でございます。第90条第2項を改正し、身体に障害を持たれる方等に対する軽自動車税の減免申請において、従来の運転免許証の提示に加えて、道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードと一体となった運転免許情報記録媒体の提示も可能としていくものでございます。また、関連する情報については、「第2条第15項」が「第2条第16項」に、「同条第15項」が「同条第16項」について、参照先の項の番号の変更となります。

附則です。施行期日、第1条、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

軽自動車税に関する経過措置、第2条、新条例82条の規定は令和7年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第3、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げなど、柳津町国民健康保険税条例の一部改正を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第31号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

専決第4号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平等を図るため、所要の改正を行うものです。

第2条第2項につきましては、ただし書中の国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に改めるものです。

また、第3項につきましては、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改めるものです。

次に、第23条につきましては、国民健康保険税の減額について定めており、第1項につきましては、第2条第2項及び第3項の課税限度額の改正内容に合わせ、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改めるものです。

同項第2号につきましては、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の29万5,000円から30万5,000円に改める

ものです。

同項第3号につきましては、国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の54万5,000円から56万円に改めるものです。

附則としまして、第1条、施行期日を令和7年4月1日とするものです。

次に、第2条、適用区分として、改正後の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては改正前の規定を適用するものです。

以上、補足説明になります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年度一般会計補正予算について専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第32号専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

専決第5号令和6年度柳津町一般会計補正予算（第11号）であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,839万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ44億9,934万9,000円としたものであります。

第2条では、地方債の補正であります。

11ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正であります。

起債の目的、補正後の限度額と読み上げてまいります。

高齢者生活福祉センター改修事業、310万円。

消防施設整備事業、3,140万円。

福島県総合情報通信ネットワーク負担金事業、720万円。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）整備事業、130万円。

活性化施設改修事業、270万円。

次のページをお願いします。

林地崩壊防止事業、1億3,090万円。

町道五畳敷大成沢線整備事業、3,310万円。

道路維持管理事業、270万円。

町道屋敷添南沢線整備事業、510万円。

道路維持管理事業、ゼロ円。

次のページをお願いします。

橋梁修繕事業、4,210万円。

一般単独災害復旧事業、610万円です。

総額4億3,060万円。1,330万円の減額になります。

16ページをお願いいたします。

歳入です。

歳入では、額の確定による補正が主な内容です。款項目の順に読み上げますので、よろしくをお願いいたします。

地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税で19万5,000円の減額です。

地方譲与税、自動車重量譲与税、自動車重量譲与税、55万5,000円の減額です。

地方譲与税、森林環境譲与税、森林環境譲与税で535万7,000円の増額です。

利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金で2万4,000円の増額です。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金で70万7,000円の増額です。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金で146万5,000円の増額です。

次のページをお願いいたします。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金で225万6,000円の増額です。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金で1万円の減額です。

環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金で65万7,000円の増額です。

法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金で26万3,000円の減額です。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で9,348万7,000円の増額です。

続いて、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金で52万4,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で99万1,000円の減額です。

民生費国庫補助金で376万9,000円の減額になります。

国庫支出金、国庫委託金、教育費国庫委託金で67万7,000円の減額になります。

県支出金、県補助金、総務費県補助金で122万円の増額になります。

県支出金、県委託金、総務費県委託金で111万2,000円の増額になります。

財産収入、財産売払収入、物品売払収入で12万5,000円の増額です。

次のページをお願いします。

寄附金、寄附金、一般寄附金で487万円の増額です。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金で1億1,500万円の減額になります。

諸収入、雑入、雑入で561万円の増額です。

町債、町債、民生債、20万円の減額です。

土木債、820万円の減額です。

次のページをお願いします。

消防債、250万円の減。

教育債、50万円の減。

災害復旧債、190万円の減です。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

歳出も額の確定による補正が主な内容になります。

総務費、総務管理費、一般管理費、こちらについては、期末手当等特別負担金、社会保険料で914万2,000円の減額になります。

財政管理費、こちらについては、森林環境譲与税基金積立金、535万7,000円になります。

企画費、これは記念品とありますが、返礼品になります。70万円の増額です。

次に、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で通信運搬費3万円の減額です。

続いて、総務費、選挙費、衆議院選挙費、こちらについては財源の組替えになります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、こちらについては、虐待防止ネットワーク委員報酬と費用弁償で3万9,000円の減額になります。

次のページをお願いいたします。

老人福祉費、こちらについては、高齢者世帯等除雪支援事業の補助金になります。150万円の減額です。

続いて、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、こちらについては、会計年度任用職員の報酬と費用弁償で18万2,000円の減額になります。

民生費、災害救助費、災害救助費、財源の組替えになります。

衛生費、保健衛生費、予防費、こちらについては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業とそちらについて対策費の負担金の返還となります。499万4,000円です。

母子保健費、1万3,000円。

次のページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路維持費で財源の組替えになります。

道路新設改良費、こちらについては、道路改良に伴う費用で259万1,000円の減額です。

消防費、消防費、消防施設費、財源の組替えです。

防災費、財源の組替えです。

教育費、教育総務費、事務局費、こちらについては、旅費から負担金、補助及び交付金までの精算で76万7,000円の減額になります。

次のページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、活性化施設管理費、財源の組替えになります。

災害復旧費、町単独災害復旧費、土木施設災害救助費で道路災害復旧工事の精査、1,263万8,000円の減額になります。

公債費、公債費、元金、財源の組替えになります。

予備費、予備費、予備費、256万9,000円の減額になります。

以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

ちょっとだけ聞きたいことあったんですけども、22ページの老人福祉費の中で、高齢者世帯除雪支援補助金がかかり余ったんですけども、これは今年度、大雪のために増額した分がそう使わずに済んだっていうのか。それとも、申込み数が少なかったのか。大分使いづらい内容だったみたいなんで、金額も含めてその辺はどうだったのか、一応教えてください。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

この減額につきましては、当初予算で200万円で計上しておりましたが、実績がそこまで行かなかった、50万円以内で収まるという見込みでありましたので、減額させていただいたものになります。

以上になります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

今のとおり200万も使い切れなかったということで、ただ、ちょっと細かいこと、いろいろあるでしょうけども、何か金額的にも、それから仕様のあれにもかなり厄介な点があったんで、個人世帯、困って、老人の独り暮らしでもしょうがないから隣近所、何とか頼んだとか、そういう部分あったんで、その辺は今後、来年度に向けて検討をお願いしたいと思います。もっと使いやすくできるようによろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

答弁は。

○2番

要らないです。

○議長

ほかありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和7年度一般会計補正予算について専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第33号専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

30ページをお願いします。

専決第6号令和7年度柳津町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,329万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ43億3,329万円としたものであります。

35ページをお願いします。

歳入です。

款項目の順に読み上げます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、こちらについては、大雪農業災害特別対策の事業補助金になります。栽培用のビニールハウスの雪害を受けました復旧、撤去等に係る補助金でございます。2,329万円。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、こちらについては、財源調整をさせていただきます基金からの繰入れとなります。2,000万円です。

次のページをお願いします。

歳出です。

農林水産業費、農業費、農業振興費、こちらについては、大雪農業災害の特別対策事業補助金として施設復旧分、施設撤去分、種苗等の購入分ということで4,363万3,000円の増額です。

予備費、予備費、予備費、こちらについては財源調整となります。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第6、議案第34号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第34号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国民健康保険税の税率改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第34号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。

38ページをお願いいたします。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税率の改正に伴い所要の改正をするものです。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を8,600円から1万1,300円に改めるもので、第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平均割額を4,700円から7,500円へ改正するものです。

第9条の2につきましては、介護納付金課税額の被保険者均等割額を9,300円から1万1,100円に、第9条の3につきましては介護納付金課税額の世帯別平等割額を4,000円から5,600円へ改正するものです。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について定めており、第7条の2、第7条の3、第9条の2及び第9条の3の改正に伴い、軽減額を改正するものです。

まず、同条第1項第1号につきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び平等割額、そして、介護納付金課税額の被保険者均等割額及び平等割額の7割軽減額を、同法第2項につきましては5割軽減額を、同項第3号につきましては2割軽減額を改正するものです。

次に、第23条第2項につきましては、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額を定めており、同項第2号のアにつきましては後期高齢者支援金等課税額の7割軽減額を、イにつきましては5割軽減額を、ウにつきましては2割軽減額を、エにつきましてはアからウに該当しない場合の軽減額を改正するものです。

附則といたしまして、第1条につきましては、施行日を公布の日とするものです。

次に、第2条、適用区分として、改正後の規定は令和7年度の本算定以後の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。なお、令和7年度の仮算定及び令和6年度までの国民健康保険税につきましては、改正前の規定を適用するものになります。

以上、補足説明になります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第34号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第35号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第35号「町道路線の廃止について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、議案第35号町道路線の廃止について補足してご説明させていただきます。

41ページをご覧ください。

路線番号1091、路線名、石生川口原線、起点、大字郷戸字川口原37番、終点、大字郷戸字川口原9番1までの延長982.0メートルの路線でございます。

廃止の理由といたしましては、路線内一部区間におきまして県営事業によりまして農業用施設の管理用道路として改良工事を実施したため、町道の役割として必要としなくなることから、道路法第10条第3項の規定により廃止するものでございます。

以上で議案第35号の補足説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第36号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第36号「町道路線の認定について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、議案第36号町道路線の認定について補足してご説明させていただきます。

43ページをご覧ください。町道認定調書となります。

路線番号1091、路線名、石生川口原線、起点、大字郷戸字川口原37番、終点、大字郷戸字石生甲1921番2までの延長482.2メートルとなっております。

認定理由といたしましては、議案第35号において廃止した路線につきまして、農業用施設区間、いわゆる農道となる部分、こちらを除いた区間を町道として認定するものでございます。

以上で議案第36号の補足説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 9、議案第37号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」

日程第10、議案第38号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第11、議案第39号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第12、議案第40号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第13、議案第41号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

日程第14、議案第42号「令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連がありますので、一括上程し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第37号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費の補正及び定額減税事業に係る補正等、所要の歳入歳出予算の補正であります。

次に、特別会計であります。

議案第38号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定で税率改正等に伴う歳入歳出予算の補正であります。また、施設勘定で人件費等に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第39号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、共済費の補正による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第40号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人件費に係る歳入歳出予算の補正であります。

次に、企業会計であります。

議案第41号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、人事異動等に伴う人件費に係る収入支出の予算の補正であります。

次に、議案第42号「令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、処理場修繕に伴う補正及び庁車購入に係る収入支出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第37号から議案第42号まで補足してご説明申し上げます。

なお、款項目の順に読み上げて主な補正根拠、概要ですが、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第37号令和7年度柳津町一般会計補正予算（第2号）であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,315万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億2,644万1,000円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正であります。

除雪機械購入費で令和7年度より令和8年度までの2か年で限度額を7,000万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）整備事業で400万円を補正し、全体額で3億4,980万円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入です。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金、こちらについては、融雪後、この大雪で被災が確認されたことによって増額するものでございます。30万円です。

続いて、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金です。こちらは、路線バス等の運行方式を見直して運行の効率化を図ることを調査して検討して実証を通じて具現化、具体化するという評価を行うものでございます。3,145万9,000円の増額です。

寄附金、寄附金、一般寄附金、こちらについては、企業から花火大会への寄附ということで収入がでございます。80万円です。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、基金より財源補填するものでございます。4,500万円です。

森林環境整備基金繰入金、県からの指示によって緩衝帯整備に充てるものでございます。248万9,000円です。

諸収入、雑入、雑入です。こちらはバス運行補償費、県道になりますけれども、柳津昭和

線、小ノ川・中野区間の橋の改修工事に伴う代替輸送費の分、交通空白の解消緊急対策事業負担金につきましては、委託先から事業費として町へ負担分として収入するものでございます。910万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

町債、町債、消防債、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備事業に充てるものでございます。400万円です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

議会費、議会費、議会費、人事異動の補正でございます。461万2,000円の減。

総務費、総務管理費、一般管理費、人事異動に伴う補正でございます。179万1,000円。

企画費、同じく人事異動に伴う補正でございます。56万2,000円の増です。次のページをお願いいたします。需用費については、滝谷・猪鼻間の光ケーブルの修繕です。役務費については、納税額増額見込みがあることから増額をしております。委託料については、広告料から委託料へ組替えになります。備品購入費では、新たにカメラを購入させていただきたくお願いいたします。56万2,000円の増額です。

続いて、庁舎管理費、8万円です。こちらは電気工作物の保安管理、3年に一度、発生するものですが、そちらについて実施させていただきたく増額、8万円です。

町民バス管理費、こちらについては、空白交通の解消緊急事業対策ということでシステムの開発と実証実験の業務委託ということで2,994万9,000円を計上させていただきました。

総務費、徴税费、徴税総務費、給料、職員手当については、人事異動に伴う補正でございます。役務費になります。定額減税調整給付金の補足分に係る郵券代分とその不足給付の振込手数料になります。委託料です。定額減税調整給付金、それは不足分ですけれども、業務委託料となります。次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金ですが、こちらについては、定額減税補足給付金として、定額減税し切れないと見込まれる方について差額を現金給付いたします。全体で1,149万円の増額になります。

続いて、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。報酬につきましては、育児休暇の必要が生じたことから1名増、任用職員の配置・調整に伴う組替えとして職員手当と旅費がございます。全部で266万6,000円の増額です。

続いて、総務費、統計調査費、統計調査費です。職員手当から役務費まで交付金に合わせた増減になります。

続いて、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、報酬で1名分の皆減となります。218万9,000円の減です。次のページをお願いいたします。給料、職員手当については、人事異動に伴う補正であります。需用費から負担金、補助及び交付金までは、地域おこし協力隊の減になります。繰出金については、国保会計、事業勘定への繰出金になります。218万9,000円の減額です。

続いて、老人福祉費、特別会計繰出金です。8万8,000円です。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、こちらについては、地域おこし協力隊を任用職員で行うこととなり、補正を行います。報酬から旅費までです。62万8,000円の増額です。

次のページをお願いいたします。

民生費、児童福祉費、柳津保育所運営費、こちらについて給料から職員手当までについては、人事異動に伴う補正でございます。備品購入費、冬期間、豪雪によって破損した外置き型のごみ箱を購入させていただきたくお願いいたします。810万8,000円の増額です。

学童保育費、職員手当、旅費については、所内異動による増減になります。5万2,000円の減です。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、職員手当につきましては、人事異動による補正です。繰出金については、国保会計、施設勘定への繰出金です。576万4,000円です。

続いて、農林水産業費、農業費、農業委員会費、こちらは職員への扶養手当、期末手当の補正です。4万4,000円です。

次のページをお願いいたします。

農地費、職員手当、こちらについても扶養手当、期末手当の補正です。6万5,000円です。

中山間地域等直接支払事業費、職員異動に伴う補正でございます。10万3,000円です。

農林水産業費、林業費、林業振興費、こちらについては、報酬、職員手当、地域おこし協力隊で個人委託型で行うため委託料への組替えとなります。旅費については、任用職員の旅費見直しとなります。需用費です。運動公園温泉施設、あとはB&G海洋センター前になりますけれども、その施設を一部、地域おこし協力隊で使用するため改修工事を行い、改修、修繕を行うための補正等になります。委託料です。地域おこし協力隊について、雇成型から委託型へ組替えしたことによる補正。林業協力隊の新規追加ということで、7月から予定されますが1名分の増になります。770万円の増額です。次のページをお願いいたします。備品購入費です。委託により支出するため減額補正するものです。負担金、補助及び交付金です。2人が実務に必要な研修を受けます。

続いて、商工費、商工費、商工振興費です。給料、職員手当については、人事異動に伴う補正でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、2件、新規予定とされております。72万2,000円の増額です。

観光費、給料、職員手当については、人事異動に伴う補正でございます。需用費につきましては、町民センター給湯ポンプ修繕、浴場配水管修繕、せいざん荘の露天風呂、循環ポンプの修繕で264万5,000円の増額です。続いて、負担金、補助及び交付金ですが、こちらは花火大会事業に寄附を受けましたものについて、花火大会運営への全額補助とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で、給料、職員手当等、人事異動に伴う補正でございます。628万4,000円の減額です。

土木費、住宅費、公営住宅管理費、給料、職員手当等、人事異動に伴う補正でございます。197万8,000円の増額です。

消防費、消防費、消防施設費、修繕費につきましては、小巻地内の消火栓の本体交換工事になります。工事請負費につきましては、五畳敷地内の消火栓1体の新規改良工事を行います。1台分です。

次のページをお願いいたします。

防災費で、こちらについては、J - A L E R Tの受信機の更新工事になります。402万6,000円。

続いて、教育費、教育総務費、事務局費です。給料、職員手当は、人事異動に伴う補正でございます。委託料につきましては、県道柳津昭和線、小ノ川橋の改修工事に伴う代替運送費になります。68万円です。

教育費、社会教育費、社会教育総務費、給料、職員手当等、人事異動に伴う補正でございます。133万8,000円の減額です。

公民館費、負担金、補助及び交付金です。こちらについては、地区集会所ですが、豪雪による雪害によって5件、修繕の必要が生じました。このことによる補正でございます。311万5,000円です。

次のページをお願いいたします。

美術館管理費、職員手当で扶養手当、期末手当の増、2万2,000円です。

教育費、保健体育費、学校給食費、給料、職員手当については、人事異動に伴う補正でござ

ございます。2,000円の減。

災害復旧費、町単独災害復旧費、農地等災害復旧費で、これは融雪後、災害確認が取れました箇所について追加で2件分を補正するものでございます。100万円です。

諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金です。負担金、補助及び交付金です。公営企業会計、上下水道事業会計へのそれぞれの財源補助とするものでございます。2,280万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

予備費、予備費、予備費です。財源補正するものでございます。45万3,000円の減です。

29ページをお願いいたします。

議案第38号令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,220万2,000円とするものでございます。施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575万3,000円を追加して総額を歳入歳出それぞれ6,525万3,000円とするものでございます。

34ページをお願いいたします。

事業勘定収入です。

国民健康保険税、国民健康保険税、国民健康保険税で税率の改正による増額になります。217万4,000円です。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金です。人件費への繰入金となります。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費で人件費の補正です。2万8,000円です。

予備費、予備費、予備費、財源調整補正です。217万4,000円となります。

43ページをお願いいたします。

施設勘定収入です。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で一般会計繰入金の補正です。575万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費、施設管理費、一般管理費で、報酬になりますが1名、任用職員の募集を行っております。給料から共済費までは、人事異動に伴う補正でございます。旅費については、会計

年度任用職員の費用弁償として1名分の補正となります。575万3,000円の増額です。

51ページをお願いいたします。

議案第39号令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,300万8,000円とするものでございます。

56ページをお願いいたします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で、人件費への繰入金となります。8,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費で、人件費への補正でございます。8,000円です。

61ページをお願いいたします。

議案第40号令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億9,928万円とするものであります。

66ページをお願いします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。人件費への繰入れになります。8万円です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費で、人件費への補正でございます。8万円になります。

72ページをお願いいたします。

議案第41号令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第2条で、令和7年度簡易水道会計予算を第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款簡易水道事業収益、730万6,000円を増額し、2億8,430万6,000円とするものでございます。

支出では、第1款簡易水道事業費用、730万6,000円を増額し、2億8,430万6,000円とするものでございます。

第3条です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めます。給与に関する経費、補正額で536万6,000円、1,321万1,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条中、1億1,906万2,000円に730万6,000円増額で1億2,636万8,000円に改めるものでございます。

79ページをお願いします。

令和7年度柳津町簡易水道事業会計予算明細書から収益的収入及び支出です。

簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、730万6,000円です。こちらは人件費及び水道技術管理者取得研修への補助金となります。

支出です。

簡易水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、こちらについては、大野新田の水中ポンプの更新を行います。

配水及び給水費、こちらについては、検満を迎えるメーター機の交換手数料となります。

続いて、総務費です。給料から法定福利費にかけましては、課内の異動に伴う補正でございます。続いて、研修費ですが、技術管理者取得業務のために1名、研修派遣をいたします。

総額730万6,000円の増額補正となります。

81ページをお願いいたします。

議案第42号令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第2条で、令和7年度下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとさせていただくものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、1,217万4,000円の増額で、3億517万4,000円とするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用、1,217万4,000円を増額し、3億517万4,000円とするものでございます。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入、332万2,000円を増額し、5,514万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出で、第1款資本的支出、332万2,000円を増額し、7,770万7,000円とするものでございます。

第4条では、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

第5条で、予算第9条中、1億1,313万2,000円を1,549万6,000円増額し、1億2,862万8,000円に改めるものでございます。

88ページをお願いいたします。

令和7年度柳津町下水道事業会計予算明細書から収益的収入及び支出です。

まずは、収入です。

下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金です。1,217万4,000円の増額です。人件費及び修繕費への補助金となります。

支出です。

下水道事業費用、営業費用、管きよ費、修繕につきましては、黒沢のマンホールポンプの修繕となります。

処理場費、修繕費ですが、こちらについては柳津浄化センター放流ポンプの修繕、野老沢につきましては、曝気攪拌装置の修繕と施設修繕を行うものでございます。

総係費、こちらについては、人件費で必要な補正を行わせていただきます。

全体額で1,217万4,000円となります。

資本的収入及び支出です。

収入から、資本的収入、他会計補助金、他会計補助金です。固定資産購入費への補助金です。332万2,000円の増額です。

支出、資本的支出、固定資産購入費、有形固定資産購入費になります。こちらについては、新たに車両の更新を行わせていただきたくお願いいたします。332万2,000円の増額です。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

10番、松村 亮君。

○10番

私からは、交通空白解消緊急対策事業について3点、質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、交通空白解消緊急対策事業補助金について、対象年数をお伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

現段階のお答えになりますが、国と今、確認している年数では3年としております。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

次の質問は、本年度、今回の実証事業のテストフィールドに西山地区を選定されました。

次年度以降、予定しておられますスケジュール、例えば、来年柳津地区をやってみるであるとか、そういったような全体像のスケジュール及び財源の内訳について、予定しているものがあればお伺いをいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

一旦、今年度の取組といたしまして、西山地区を徹底して調査していきたいなというふうな考えです。さらには、本町地区へつながる、タッチします路線がこちらから先、どういうふうな生かされ方をしてるのかということも検証しなければならぬと思っております。用途の区分として具現化していくと、で、利便性を図るということなんですが、次年度以降につきましては、今、思案中でございます。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

ちょっと安直に考えてたのは、来年は柳津なのかなとか、そういうふうに思ってたんですけど。思案中ということで、よりよい方向に持ってっていただきたいなというところであります。

3つ目の質問なんですけれども、昨今、自治体ではワークショップや実証事業というようなものが多発しているとの認識があります。民間企業であれば、自分たちが稼ぎ出した財源、そして、自らの社員を使つての取組であり、社会の公器として役割を果たしながらも、自社の利益を追求していくというわけであり、当然、成果指標や達成度合についてシビアに検証し、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくというところであります。一方、自治

体はその財源を税金に依存することから、ややもすると、他人様のお金というところで、成果指標が曖昧であったり達成意欲に温度差があるというふうにも認識しております。

誤解がないように申し上げますが、挑戦については大きな尊重を持っておりますが、成果が出ないことが分かってよかったなどというようなことでは困りますし、財源が厳しいということを言う組織であれば、そのような姿勢が見られるようであれば、当然看過はできない。もちろん、そういうことではないという前提に立ってお話をしておりますが、もしそういう姿勢が見えた場合には、議会としてやはり厳しく監視をしていかなければいけないと、このように考えております。

以上のことから、今回、委託事業に対し求める成果について、契約書、その他関係書類に記載するであろう具体的な内容を今現在どのようにお考えなのか、伺います。

また、町長におかれましては、公約に掲げている分野でありまして、初めの一步というところで大変気持ちも入っているところだろうと思っておりますが、事業に対する思い入れ、そして、今後についての決断や責任についてお考えをお伺いいたします。（「財源、何も答えてない」の声あり）

○議長

さっきの財源も含めて総務課長、先に答弁、願います。

では、総務課長。

○総務課長

大変失礼いたしました。

財源につきましては、国からの補助ということで、細かいスキームになりますと500万までは満額、それを超えましたときには率の変動しますという補助をいただきますが、約2,000万弱ということで補助金が来ます。

以上です。（「来年の財源は。来年以降のことについて」の声あり）

失礼しました。

来年以降なんですけれども、こちらについては、まだ事業費は確定していません。さらには、補助金の申請ということでまだ手を挙げてる状況にはございませんでした。

以上です。

○議長

そのほかに今の質問に対して。続けて、答弁願います。

○総務課長

委託の内容につきましては、やはり仕様、行うことをしっかり記載して適正な契約ということで行っていききたいというふうを考えております。もちろん、町が不利益になるような内容では記載しませんし、それは十分監督した上で契約を進めてまいります。

以上です。

○議長

じゃあ、続いて町長。

○町長

この公共交通については、私の選挙公約でもあるということもありまして、まず、町民の皆さんが使い勝手のいいものにしていくんだということ、まず第1点。そして、なおかつ、経費ができるだけ抑えられるような方法、こういったものを実証実験を通して探っていくんだということでもあります。

これは、税金を使ってやらせていただく事業でありますから、しっかりと成果を見極めながら今年度の成果を来年度に、来年度の成果をその次の年にということで生かしながら、しっかりした制度をつくっていききたい、そんなふうに思っております。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第38号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第39号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第40号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第41号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第42号「令和7年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第15、議案第43号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。（午前11時15分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時16分）

◇ ◇ ◇

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第43号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を説明いたします。

本案は、飯塚勝己氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることにより提案するものがあります。

ただいまお手元にお配りいたしました、

住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字家ノ北丙77番地5、氏名、飯塚勝己、生年月日、昭和28年3月16日生まれの選任につき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしく願います。

○議長

お諮りいたします。

議案第43号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。



○議長

日程第16、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和7年1月10日、柳津町大字郷戸字川口原丙地内において発生した事故について、2月21日に相手方と和解をしたため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、報告第1号専決処分について補足して説明させていただきます。

専決第1号損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字小椿字家ノ前乙662

氏名 田崎泰之

2、事故の概要

令和7年1月10日、柳津町大字郷戸字川口原丙地内、柳津町除雪車格納庫前におきまして本町会計年度任用職員の運転する除雪車両が車庫内に格納するため後進させたところ、相手方の自動車に接触し、車両を損傷させたものであります。

3、町の損害賠償額 金56万700円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第17、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、令和7年2月7日、柳津町大字柳津字下平地内において発生した事故について、3月21日に相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、報告第2号専決処分の報告について補足してご説明いたします。

48ページをお開きください。

専決第2号損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県会津若松市中央三丁目10番6-304号 レーベン会津若松 THE MID

TOWER

氏名 伊藤たまき

2、事故の概要

令和7年2月7日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平地内、やないづ町立斎藤清美術館玄関前において、やないづ振興公社職員が除雪機で除雪作業をしていたところ、相手方の自動車に接触し、車両を損傷させたものである。

3、町の損害賠償額 金42万6,679円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。
以上、報告になります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第18、報告第3号「令和6年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「令和6年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第3号令和6年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をさせていただきます。

50ページをお願いいたします。

令和6年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書から民生費、社会福祉費、非課税世帯給付金事業で1,435万5,000円、民生費、社会福祉費、子育て世帯生活支援給付金事業で109万1,000円、農林水産業費、農業費、担い手確保・経営強化支援事業で1,586万円、農林水産業費、農業費、緊急自然災害防止対策事業、3,600万円、農林水産業費、農業費、農村環境整備事業で4,600万円、土木費、道路橋梁費、道路台帳整備事業で200万円、土木費、道路橋梁費、屋敷添南沢線改良事業で41万5,000円、消防費、消防費、消防設備管理事業で789万1,000円、消防費、消防費、消防拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業で1,798万3,000円、全9件で1億4,159万5,000円の繰越しとなります。

51ページをお願いいたします。

令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

スキー場事業費、スキー場事業費、スキー場事業費で500万円です。

以上で報告を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第19、報告第4号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について」報告をいたします。

本報告は、公営企業法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第4号令和6年度柳津町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について補足説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

令和6年度柳津町簡易水道事業会計予算繰越計算書から地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

資本的支出、建設改良費、大成沢・冨中地区水道工事で2億円です。

続いて、地方公営企業法第26条第1項の規定による事故繰越額です。

簡易水道事業費用、営業費用、アセットマネジメント計画策定委託で535万7,000円になります。

以上、報告です。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第44号「工事請負契約の締結について」、追加日程第2、議案第45号「消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について」、追加日程第3、議

員提出議案第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を追加し、議題としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第44号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第44号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、やないづふれあい館冷暖房設備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、公民館長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

公民館長。

○公民館長（登壇）

それでは、議案第44号工事請負契約の締結について補足説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

本工事は、平成18年度に整備したふれあい館の冷暖房機器について、現在、冷房が使えない状態が続いていることから空調機器を更新するものです。

本件の契約対象ですが、やないづふれあい館冷暖房設備工事。

契約の金額は7,920万円です。

契約相手方は、福島県会津若松市千石町4番50号、株式会社アークズ会津、代表取締役

証屋和久。

契約方法は、指名競争入札になります。

以上で補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

6番、岩渕清幸君。

○6番

確認させていただきたいんですが、この冷暖房設備のシステムについて、通常、電気を使うのが多いと思うんですが、先日の説明のときにガスを使うようなシステムというような話を聞いたと思っていたんですが、その辺についてランニングコストの比較等はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

ランニングコストということでございますが、ガス式の場合、ガス単体だけではなくて電気も使います。電気のほうは、動力のほうは電気だけというところであるわけなんです。

年間の使用容量、それから、ライフサイクルコスト、どのくらいこの機械を使うのかということ、トータルで考えた場合に、1年間で22万円ほどガス式のほうが安いという試算が出ております。この中身なんです、冬季の場合ですとデフロスト運転、いわゆる霜を解除していく運転があるかと思うんですが、その部分で冬期間、電気が非常にかかってしまうということで、ガス式のほうが安いということでランニングコストのほうが出ているところでございます。

また、加えましてメンテナンスのコストにつきましても、若干ガス式のほうが、ガスエンジンでありますので、そちらの費用のほうは年間約30万円ほどかかるんですが、電気のほうも10万円ほどかかるということで、相殺しましても15年間で約3,300万円ほどガス式のほうが安くなると。そういう試算の中で今回、ガス式のほうにさせていただいたところでございます。

以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長

ほかありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。（「はい、議長」の声あり）

3番、磯目泰彦君。

○3番

討論を申し入れます。

今回の工事請負契約の締結には、反対を表明いたします。

反対の趣旨。

まず、緊急防災減災事業債を財源とする事業として、その本来の目的を達成すべき内容と一部に整合性が認められず、さらには、工事内容の議会への説明と審議が十分になされないままの契約締結はすべきでないというふうに判断するものであり、あわせて、次の点において疑義が生じているとの考えに至りました。

その1、緊防債を財源とした場合、指定避難所における空調設備が該当するが、災害対策基本法第86条の6及び災害対策基本法施行令の指定避難所となる施設の整備についてのイほかに照らし合わせた場合、空調機器の熱源の選定について明確な根拠と優位性が示されていない。

2、仮に熱源をガスとするならば、その供給としてバルク貯槽を用いた場合、災害が大規模かつ広域的に被害が及んだ場合、主要幹線道路が地下液状化や建物倒壊により通行不能となり、他町村からの供給停止となれば、内閣府の発表によるとライフラインの9割程度の復旧にかかる日数は東日本大震災時で電気が6日間、水道が24日間、ガスは都市ガスを含んで34日を要したことから、柳津町内においてバルク貯槽への供給設備を有している事業者が所在していない状況では、地域経済に貢献しているとは言えないばかりか、その間口は決して広いとは認められない。また、燃料納入入札、さらには期間、方法、単価についても、限定的になってしまう。さらには、スフィア基準等を踏まえた備蓄としているのかも不明である。

3、柳津町では、2050年ゼロカーボンシティを標榜しているにもかかわらず、二酸化炭素の排出抑制に逆行するような施設改修は、整合性が取れていない。

4番、ガスのバルク貯槽は、一般に20年を超えると5年ごとに高額な点検が必要となるが、ランニングコストの試算比較は、単に燃料だけの単価ではなく設備の保守点検などを含めるべき。また、他熱源の試算においても、今後、国からの公的補助が行われる可能性も含めたものとすべきではないか。

5番、令和7年度予算意見書の7にある新規事業について、事前説明を求めたことに対する対応が不十分である。

以上をもって、これまでの意見について十分な町の説明と数字的根拠を議会へ提出するまで契約の締結には反対といたします。

○議長

異議がありましたので、これより討論を行いたいと思います。

今、反対がありましたので、原案に賛成の方の発言を許します。

討論、ありませんか。なければ討……、討論ありますか。

討論はじゃあ、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。（「賛成討論ないのに採決はできないはずです」「賛成がないんだもの否決で決まりでしょう。討論ないんですから」の声あり）

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議します。（午前11時44分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時46分）

◇ ◇ ◇

○議長

これより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。賛成ですよ、本案に。

（賛成者挙手）

○議長

賛成は、賛成、はい、1、はいはい、賛成……。

よって、本案は否決されました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第45号「消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第45号「消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第45号について補足説明をさせていただきます。

消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入につきましては、当時、平成10年に整備いたしました五疊敷班の車両について更新させていただくものでございます。

消防用小型動力ポンプ普通積載車購入につきましては、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

1、購入の対象 消防用小型動力ポンプ普通積載車

2、契約金額 1,177万円

3、契約の相手方 福島県会津若松市桜町2番41号

会津消防用品株式会社 代表取締役 佐瀬良一

4、契約の方法 指名競争入札

以上で議案第45号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号「消防用小型動力ポンプ普通積載車の購入について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第3、議員提出議案第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和7年第2回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にご苦労さまでございました。(午前11時55分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 田崎信二

同 議員 荒明正一